

幼保連携型認定こども園 設置認可審査表

1 基本事項

名 称	虹の丘キッズアカデミー					
所 在 地	青森県八戸市湊高台一丁目 16 番 4 号					
設 置 者	社会福祉法人たんぽぽ会		代 表 者	理事長 小林 ミツヨ		
開設時期	令和 6 年 11 月 1 日					
認可定員 (利用定員)	1 号認定	2 号認定	3 号認定	1 ・ 2 歳児	0 歳児	合計（人）
	9	3 3	2 7	2 1	6	6 9

2 認可基準

項目	基準等内容			申請内容		適・否
(1) 職員配置						
園長	1 人 (資格要件) ・ 教諭免許及び保育士資格を有し、 教育又は児童福祉の職に 5 年 以上ある ・ 同等の資質を有する者			園長：小林 宏樹 保有資格： 幼稚園教諭免許及び保育士資格 勤務経験： 保育所施設長として 11 年 7 か 月在職（令和 6 年 11 月現在）		適
保育教諭	(配置基準)					適
		年齢	配置基準	児童数	必要配置数	
	①	0 歳児	× 1/3	6 人	① 2.0 人	
	②	1・2 歳児	× 1/6	21 人	② 3.5 人	
	③	3 歳児	× 1/15	14 人	③ 0.9 人	
	④	4・5 歳児	× 1/25	28 人	④ 1.1 人	
	⑤ 2・3 号 90 人以下は 1 人加配 ⑥ 保育標準時間認定児童を受け入 れる場合は 1 人加配 ⑦ 主幹保育教諭等を 2 人配置			⑤ 1 人 ⑥ 1 人 ⑦ 2 人 ①～⑦ 計 12 人		
				実配置（常勤換算） 12.1 人 （実人員 14 人）		
	(資格要件) ・ 幼稚園教諭免許及び保育士資格 ・ 令和 11 年度まで経過措置あり			資格保有者 14 人		
調理員	(配置基準) ・ 2・3 号 40 人以下：1 人 ・ 41 人以上 150 人以下：2 人 ・ 151 人以上：3 人（1 人非常勤）			実配置（常勤換算） 2 人		適

項目	基準等内容	申請内容	適・否
学校医	配置	委嘱済	適
学校歯科医	配置	委嘱済	適
学校薬剤師	配置	委嘱済	適
(2) 学級編制			
学級	・満3歳以上は学級を編制 ・1学級35人以下	学級数：3 35人を上回る学級：なし	適
学級担任	各学級に専任の保育教諭1人以上	学級担任数：3人	適
(3) 設備			
園舎	面積 ①・1学級：180 m ² ・2学級以上： $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2) \text{ m}^2$ ②満3歳未満の乳児室、ほふく室 及び保育室の基準面積 → ①と②の合算 ・既存施設からの移行特例あり	基準面積：484.68 m ² 保有面積：562.56 m ² 移行特例の適用：なし	適
園庭	面積 ①保育所基準：満3歳以上×3.3 m ² ②幼稚園基準： ・2学級以下： $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$ ・3学級以上： $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$ ③2歳児×3.3 m ² → ①と②のいずれか大きい方と ③の合算 ・既存施設からの移行特例あり	基準面積：436.30 m ² 保有面積：450.00 m ² 移行特例の適用：なし	適
設備	・職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 ・満3歳以上の保育室は学級数を下回らない	必要な設備：あり 設備兼用の状況：職員室兼保健室 満3歳以上の保育室：3 学級数：3	適

項目	基準等内容	申請内容	適・否
	乳児室： 満2歳未満の園児のうち ほふくしない園児×1.65 m ² ほふく室： 満2歳未満の園児のうち ほふくする園児×3.3 m ² 保育室又は遊戯室： 満2歳以上×1.98 m ²	乳児室 ・基準面積：9.90 m ² ・保有面積：13.50 m ² ほふく室 ・基準面積：33.00 m ² ・保有面積：39.22 m ² 保育室又は遊戯室 ・基準面積：104.94 m ² ・保有面積：112.36 m ²	適
(4) 運営			
教育・保育の 期間・時間	・毎学年の教育週数は39週を下回らない ・教育時間は4時間を標準 ・保育を必要とする園児の教育及び 保育時間は、1日につき8時間を 原則	教育週数：44 週 教育標準時間：8:00～15:00 保育標準時間：7:00～18:00 保育短時間：8:30～16:30 開園時間：7:00～19:00	適
給食	自園調理(ただし満3歳以上について は外部搬入可能)	自園調理	適
教育及び保育 の内容	幼保連携型認定こども園教育・保育 要領に基づく全体的な計画及び指 導計画の策定	策定済	適
子育て支援	認定こども園法で定める右記事業 のうちいずれかを実施	①相互交流の場の開設 ②家庭での情報提供・助言 ③一時預かり ④養育に関する援助の連絡・調整 ⑤養育に関する情報提供・助言	適
		実施事業：①及び②	
(5) 欠格要件			
申請者	下記欠格事由に該当しないこと ・福祉、学校教育、労働関係法令の 規定による罰金刑 ・認可取消日又は廃止認可日から5 年を経過しない者 ・認可申請前5年以内に教育・保育 に関し不正等を行った者	非該当	適
法人役員又は 園長	上記と同様の欠格事由に該当しな いこと	非該当	適